審査意見（一次審査）への対応を記載した書類

【松蔭大学】

＜全体について＞

①　「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成 23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）（手引Ｐ１５６参照）の１．①に関し、今回の申請学科の学位分野、教育研究分野と認定を受けようとする免許状との間の相当関係について、申請書類から判然としないため、これについて明らかにされたい。

　また、これを踏まえ様式第 7 号等において、当該学科で高一種免（地理歴史）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

（対応）→	

②　「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成 23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）の１．②に関し、今回の申請免許教科の専門的事項に関する科目に限らず、これに関連する科目が申請学科の教育課程に相当程度含まれているかどうか、明らかにされたい。

　また、これを踏まえ様式第 7 号等において、当該学科で高一種免（地理歴史）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

（対応）→	

③　「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成 23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）の１．③に関し、今回の申請学科の卒業要件等において、免許教科の専門的事項に関する科目や、これに関連する科目が相当程度履修することとなっているか、明らかにされたい。

　また、これを踏まえ様式第 7 号等において、当該学科で高一種免（地理歴

史）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

（対応）→	

④　「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）の１．④に関し、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連があるのか、明らかにされたい。

　また、これを踏まえ様式第 7 号等において、当該学科で高一種免（地理歴史）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

（対応）→	